

総発第401号  
令和7年3月27日

酒田市監査委員 大石 薫 様  
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口 明子  
(公印省略)

### 定期監査結果に対する措置等について

令和7年2月26日付け監発第91号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

### 記

#### 定期航路事業所

##### 《指摘事項》

##### 【重要物品の状況】

○決算関係書類である「財産に関する調書」への記載が漏れていたもの

令和6年3月31日に納入された「定期船「とびしま」乗船券販売システム機器一式」が、令和5年度決算関係書類である「財産に関する調書」への登載が漏れていた。

令和6年度の決算においては遺漏のない調書を作成するとともに、定期的な現況確認等により適正な物品管理を行うこと。

##### ■措置内容

令和6年12月25日の監査事務局からの疑義照会により、業務委託で納入した「定期船「とびしま」乗船券販売システム機器一式」の備品登録が未登録であることがわかったため、12月27日に契約検査課に対し本件の備品登録を依頼し、備品登録を行った。

今後は物品購入の他、業務委託による物品納入等、定期的な現況確認を実施し、適正な物品管理に努めていく。

## 《注意事項》

### 【契約】

#### ○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

### 【確認した契約書】

#### 《令和6年度分》

- ・定期船「とびしま」AED賃貸借【長期継続契約】（R6.4.1～R11.3.31）
- ・陸船間連絡用無線電話装置保守管理業務委託（R6.4.1～R7.3.31）
- ・定期航路事業所廃棄物収集運搬及び処分業務委託【単価契約】（R6.4.1～R7.3.31）

### ■措置内容

引用条項の変更の確認を怠り契約を締結していたため、長期継続契約であるAED賃貸借契約については令和7年2月1日付けで変更契約を実施し、他の2件についても次回の契約手続きに向けて、正しい引用条項の確認を行った。